

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代表者名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 三橋 涼子
(TEL 06-6397-1888)

商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 32 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されること及び平成 27 年 10 月 1 日に予定されている会社分割の効力が発生することを条件として、同日付で商号を変更するとともに、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 商号の変更

1. 変更の理由

平成 27 年 1 月 14 日付「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営資源の効果的な配分と競争力強化を可能とするグループ体制の整備を図ることが必要と判断し、持株会社体制へ移行する予定であります。それに伴い、商号の変更を行うものであります。

2. 新商号

株式会社EMホールディングス
(英文名 EM HOLDINGS CO., LTD.)

3. 変更日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会で承認され、平成 27 年 10 月 1 日に予定されている会社分割の効力が発生することを条件として、平成 27 年 10 月 1 日に効力が生じるものといたします。

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び事業目的を変更するものです。
- (2) 当社の発行可能株式数 1,655 万株に対し、本年 3 月末日現在で 885 万 4,150 株を既に発行済であるため、当社の発行可能株式数を 3,300 万株へ増加するものです。
- (3) 今後の事業展開に備え経営体制の強化を図るため、取締役の員数を増加するとともに、役付取締役として取締役副会長、取締役相談役を追加するものであります。
- (4) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社EMシステムズと称し、登記上はこれを株式会社イーエムシステムズと表示する。英文では、EM SYSTEMS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>医療業務処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(2) <u>医療情報処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(3) <u>医療情報処理サービス</u>および<u>情報通信サービス</u>の提供</p> <p>(4) <u>薬局の経営</u>および<u>薬局の経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(5) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器</u>の開発・販売</p> <p>(6) <u>医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療用具、介護用品</u>の販売</p> <p>(7) <u>食料品</u>の販売</p> <p>(8) <u>不動産の賃貸借管理業</u></p> <p>(9) <u>総合レンタル業</u></p> <p>(10) <u>医療機関運営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(11) <u>人材育成のための教育業務</u></p> <p>(12) <u>労働者派遣に関する事業</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社EMホールディングスと称し、英文では、EM HOLDINGS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>コンピューターソフトウェアの開発・販売・導入・賃貸・保守ならびにサービス</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(2) <u>情報処理・分析サービス</u>および<u>通信サービスの提供</u></p> <p>(3) <u>薬局、鍼灸・整骨院の経営</u>および<u>それらの経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(4) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器、消耗品</u>の開発・販売・導入・賃貸・保守ならびにサービス</p> <p>(5) <u>医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療機器、介護用品、健康器具、備品、消耗品</u>の販売および賃貸</p> <p>(6) <u>食料品、健康食品</u>の販売</p> <p>(7) <u>不動産の賃貸借、売買、およびそれらの代理、仲介及び管理業</u></p> <p>(8) <u>総合レンタル業</u></p> <p>(9) <u>医療機関運営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(10) <u>人材育成のための教育事業</u></p> <p>(11) <u>労働者派遣に関する事業</u></p> <p>(12) <u>高圧ガスの販売</u></p>

現行定款	変更案
<p>(13) 前各号に附帯または関連する一切の業務</p>	<p>(13) <u>駐車場の経営</u> (14) <u>旅行業</u> (15) <u>アウトソーシング業務、情報処理、文書作成等の事務処理請負業、経理事務、労務管理の請負業</u> (16) <u>医薬品の製造</u> (17) <u>健康指導および研修会の開催</u> (18) <u>医療施設の開設支援、保守、管理、運営</u> (19) <u>建設・工事業務</u> (20) <u>建造物及び各種施設の工事、営繕並びに清掃業務の受託</u> (21) <u>文具、事務用機器および付属品の販売、修理ならびに輸出入業務</u> (22) <u>コンサルタント事業</u> (23) <u>倉庫業および運送事業</u> (24) <u>飲食店経営</u> (25) <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u> (26) <u>関連会社及び販売先の事業に関する経営支援業務</u> (27) <u>古物事業</u> (28) <u>回収代行業務</u> (29) 前各号に附帯または関連する一切の業務</p>
<p>第3条 ～ 第5条 <条文省略></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,550,000株</u>とする。</p> <p>第7条 ～ 第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第3条 ～ 第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条 ～ 第17条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第20条 <条文省略></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 ～ 第36条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第19条 ～ 第20条 <現行どおり></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 ～ 第36条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第39条 当社は、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 ~ 第<u>40</u>条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条 ~ 第<u>43</u>条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第<u>1</u>条 (商号) および第<u>2</u>条 (目的) の変更は、<u>平成27年10月1日をもって会社分割の効力が発生することを条件として、当該会社分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 10 月 1 日 (木) (予定)

以上